

[平成 21 年 1 1 月 定例会-12 月 02 日-04 号]

- 富士市の指定管理者制度の現状と今後の見通しについて
- フードバンクサービスの取り入れについて

◆8 番（山下いづみ 議員） 私は、さきに通告してあります富士市の指定管理者制度の現状と今後の見通しについてと、フードバンクサービスの取り入れについての 2 項目についてお聞きいたします。

まず初めに、富士市の指定管理者制度の現状と今後の見通しについて質問いたします。平成 15 年 6 月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、公共的団体に限られていた公の施設の管理運営から民間の事業者まで広げることができるようになりました。目的は、民間の経営ノウハウを生かし、施設管理の効率性を高めること。また、多様化する市民ニーズにこたえることでもあります。富士市においても平成 17 年度から指定管理者制度を導入しています。現在、富士市では 47 施設に指定管理者制度を導入しています。そして 24 施設が 2 期目に入っています。

ことし 10 月、総務省から出された公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果によれば、指定管理者の指定を取り消した事例理由として、指定管理者の経営困難等と費用対効果・サービス水準の検証の結果と運用上の理由が約半数を占めています。また、指定管理の満了をもって指定管理者制度による管理を取りやめた事例と、その理由は、施設の見直しが 50.5%、運用上の理由が 43%と結果が出ています。そのほかにも指定管理者制度に関する問題が読み取れる調査結果が出ています。

今後、富士市において指定管理者の経営困難やサービス水準の低下などを避け、公の施設がより効果的で効率的になっていくこと、そして住民ニーズの迅速対応と福祉のより一層の向上が求められると考えます。そこで、以下 2 点質問いたします。

1、指定管理者制度導入は富士市にとって効果的（財政・サービスの質等）であるか。その根拠は。どのような評価システムを行っているのか。また、その結果の情報公開は。モニタリング、外部評価はどうなっているのか。

2、今後の指定管理者制度についての方針は。現在の導入施設以外に予定はあるのか。予算と質の関係は。公募の工夫はいかがでしょうか。

次に、フードバンクサービスの取り入れについてお聞きします。近年、食料消費は飽食と呼ばれるほど豊かなものになっています。その中で起きている問題として、食品製造段階における原材料の廃棄や流通段階での期限切れ食品等の廃棄、飲食店や家庭における調理ロスや食べ残し等、生産から消費に至る各段階で大量に発生している食料ロスであります。その一方で、生活に困窮し、食料を確保することすら難しい人たちもいる現実があります。

アメリカでは 40 年前から、フードバンクという、品質には問題ない市場での流通が困難になった商品を廃棄せずに無償で食品の提供を受け、生活困窮者に供給するサービスがあります。日本においては、2002 年に日本初のフードバンク団体が東京で設立されました。現在では、フードバンクは関西地方、沖縄県、広島県、愛知県、北海道でも動きが始まっています。提供先は児童養護施設、高齢者施設、母子家庭の支援団体、生活困窮者からの相談を受ける市町村の窓口等に広がっています。

富士市においても、生活困窮者を助け、と同時に、食料ロスを減らす取り組みの一つと

してフードバンクサービスを検討することがよいと考えます。そこで、以下4点についてお聞きします。

1、富士市の貧困状況は。短期的、長期的にどうか。食料など、どのように対応しているのか。

2、そのほか、個々の家庭の事情により食料供給が困難な人たちをどう把握しているのか。

3、富士市の食料廃棄量は。

4、富士市にフードバンクサービスを取り入れの考えはあるのか。

以上、2項目についてお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の指定管理者制度の現状と今後の見通しについてのうち、指定管理者制度導入は富士市にとって効果的であるか、またその根拠は、についてであります。指定管理者制度は平成15年6月の地方自治法の改正により新たに創設された制度であり、従前の管理運営委託制度とは異なり、株式会社やNPO法人などの民間事業者にも施設の管理運営を任せられることができるようになりました。本市では、現在、47の施設で指定管理者制度を導入しておりますが、指定管理者制度を導入した施設の実績を、指定管理の導入前と導入後で比較いたしますと、開館時間の延長や休館日の縮小などによる利用者サービスの向上や利用者数などの増加も見られ、一定の効果があつたと判断しております。市としましては、引き続き施設を利用する方々が満足してもらえるような施設運営が展開されるよう、指定管理者に対して指導、またはさらなる改善を促してまいりたいと考えております。

次に、どのような評価システムを行っているのか、また、その結果の情報公開は、モニタリング、外部評価はどうなっているのかについてであります。現在、指定管理者の評価につきましては、指定管理の更新を迎える前年度に、それまでの指定期間の実績を検証し、指定管理者制度を今後も継続するかどうかを検討しております。昨年度は、市の外郭団体である富士市施設利用振興公社と富士市文化振興財団が指定管理者となっている施設が指定期間の終了を迎えるということで、それまでの施設の管理運営状況の評価を外部に委託し、その評価結果を市のウェブサイトで公表しております。また、指定管理者との協定書の中で、6カ月ごとと1年ごとに施設の利用者数などの実績を市に報告させるよう、しっかり明記して指導及び監督を行っております。

しかしながら、このようなモニタリングが適切に実施されない場合には、重大な事故や事件の発生等のリスクの予兆を見過ごす可能性があることから、現在パブリック・コメントをしております第2次富士市行政プラン案の中でモニタリングの強化という文言をしっかりと明記するなど、具体的にモニタリングに関する指針を今後策定していく予定であります。

次に、今後の指定管理者制度についての方針は、現在の導入施設以外に予定があるのか、予算と質の関係は、公募の工夫は、についてであります。指定管理者制度についての方針につきましては、平成18年7月に富士市公の施設の指定管理者制度導入に係る基本指針を策定し、すべての直営施設を対象に指定管理者制度導入の可否について検討いたしました。既に、その検討結果につきましては、平成18年11月の各常任委員会協議会において報告させていただいておりますが、その中で早期に指定管理者に移行するに決定した施設

は、指定管理者制度を既に導入または平成 22 年度から導入する予定でいるなど、当初の計画どおりに指定管理者への移行が行われております。

現在は、指定管理者制度を導入するが、当面は直営とし、その間に導入に向けた具体的検討を行うと決定した施設と、当分の間は直営を継続し、状況に応じ指定管理者制度の導入を検討するに決定した施設について、指定管理者制度導入のメリット、デメリットを検証している状況であります。したがって、現在指定管理者制度を導入している施設以外の予定としましては未定であります。今後さらに検証を重ね、施設の方向性を決定してまいりたいと考えております。

また、予算と質の関係につきましては、指定管理者の候補者から具体的に金額の提示と提供できるサービスを記した事業計画書を提出していただき、その内容を外部の有識者を含めた選定委員会または審査委員会で総合的に評価しております。公募につきましては、主に市ウェブサイトや「広報ふじ」などを通じて募集を行ってまいりましたが、今後は、より多くの方々に周知されるように、公募方法にも工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、指定管理者制度を導入してから 4 年が経過し、一定の効果を上げている施設もありますが、指定管理者制度の趣旨になじみにくい施設などもあることから、今後は、それらの課題を整理し、個々の施設ごとに指定管理者制度導入の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2 点目のフードバンクサービスの取り入れについてであります。まず、富士市の貧困状況は短期的、長期的にどうか、食料など、どのような対応をしているのかですが、昨年末からの経済情勢悪化に伴い、本市での雇用情勢も依然厳しい状況が続いております。このため、生活に困窮し、相談に来られる方も昨年度と比較すると増加しております。また、相談者の増加とともに、生活保護の申請件数も増加しており、平成 20 年度における年間申請件数は 105 件、月平均約 9 件であったのに対し、本年 4 月から 10 月までの 7 か月間の申請件数は 137 件を数え、月平均で約 20 件となっており、前年度と比較し 2 倍以上の増加で、本年 11 月 1 日現在における生活保護受給世帯数は 572 世帯となっております。本市における貧困状況についての統計的な数値はありませんが、これらの件数から見ても、生活に困窮している人が増加しているのが現実であります。今後、経済及び雇用情勢の回復がおくれるようであれば、生活に困窮する世帯が引き続き増加することが予想されます。

市は、こうした市民への対応として、一時的に生活に困窮する方へは緊急援護費を支給しているほか、社会福祉協議会による各種の貸付事業を利用いただいております。このほか、長期的に生計維持が困難と見込まれる場合は、生活保護制度を適用するなど、その方に応じた施策を活用しております。また、現在実施している食料の提供につきましては、旅費欠乏者や緊急に食料の確保が必要だと判断される人に、非常食である乾パンやアルファ米等を支給しております。

次に、その他個々の家庭の事情により食料供給が困難な人たちをどう把握しているのかについてであります。厚生労働省は本年 10 月に、国民の貧困層の割合を示す相対的貧困率が平成 19 年時点で 15.7%であったと発表しました。この数値は毎年全国的な規模で実施している国民生活基礎調査をもとに算出されたものですが、抽出されたデータであるため、市全体の状況及び個々の内容を把握することはできません。また、低所得者や食料供給が困難な人につきましては、各地区の民生委員によっても把握されており、必要に応じ支援をしていただいているところでありますので、こうした市民の情報収集にも努めてま

います。

次に、本市の食料廃棄量についてですが、環境クリーンセンターでの可燃ごみの組成分析によりますと、可燃ごみに占める生ごみの割合はおおむね 35%程度でありますので、平成 20 年度の環境クリーンセンターに搬入された可燃ごみ 7 万 9039 トンのうち、生ごみは 2 万 7663 トンと推定されます。この中には、国の統計などから、売れ残り商品などの食料廃棄物が相当量含まれていると思われませんが、生ごみの内容まで詳しく分析しておりませんので、その量については把握いたしておりません。

次に、富士市にフードバンクサービスを取り入れの考えは、についてであります。フードバンクは 1960 年代にアメリカで生まれ、日本でも 2000 年以降、NPO などによって取り組まれております。このフードバンク活動ですが、環境省の平成 20 年度環境・循環型社会白書によれば、平成 17 年度における食品廃棄物は 1895 万トンにも上り、食品をむだにしないという時代に合った取り組みであります。また、食料の確保に窮する人たちへ提供することは大変有効なサービスであると考えられます。しかし、課題としてはフードバンクに提供された食品であることの周知や、提供後の食品の適正な管理など、食品関連事業者が活動に参加しやすい環境づくりが求められております。

こうしたことから、本年度、農林水産省は、食品ロスの削減による食品循環資源の再生利用等の実施率の向上を政策目標としてフードバンク活動実態調査事業を実施しております。市としましては、フードバンク活動の重要性は認識しておりますので、国の調査結果を踏まえた上で活動の実態や運営主体のあり方について調査研究をしてまいります。

以上であります。

○議長（小長井義正 議員） 8 番山下議員。

◆8 番（山下いづみ 議員） ありがとうございます。まず初めに、指定管理者制度の現状と今後の見通しについてからお聞きしていきたいと思っております。

これは、平成 17 年度小長井議員がいろいろ指定管理者についての質問をしてから、影山議員、大和田議員、鈴木議員、小池議員と、指定管理者制度は大丈夫なのか、心配だというようなことが質問されております。今回はそれを総括するような質問になると思っております。

まず初めに、1 番の効果的かどうかということところで、利用者はふえ、日にちも延長し、よくなってきているということですが、あといろいろと改善していかなければいけないということところで気づいたところにモニタリングも強化していくというふうにありますが、これは策定予定ということですが、実際に、いつ、どのようにやっていくという考えとかイメージがあるのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金指健司 君） ただいまのご質問は、これまでの指定管理者制度を導入しての効果と申しますか、成果と申しますか、そういうようなところをどのように把握したかというようなご趣旨かなというふうに思いまして答弁させていただきますが、市長からも答弁していただきましたように、更新をするに当たりまして、外部の監査法人に指定管理者の実績、それから新たな事業計画推進計画書ですか。そういうようなものを、いわゆる監査法人ですから、きちっと審査と申しますか、評価をしていただきまして、その中でこれまでの実績の中で市への財政的な貢献度とか、それから市民に対する福祉の増進になったかどうか、また、施設の利用促進が図られたかどうか、その管理運営をしている組織自体が効率的な運営ができていくかどうかというような項目で評価をしていただきまして、それぞれが導入前の数値と導入後の数値を比較しまして、それぞれの数値が上がっている

ということで指定管理者制度を導入した結果、これまでよりもいろんなサービス水準とか、そういうものが向上しているという評価をしていただいたということでございます。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） そうですか。トーマツの指定管理者評価委託業務報告書ということだと思えますけれども、このところで年度的にやっているということですが、ここで1つ問題だということところが、結局は財団法人、前からあります信用がおける外郭団体ということですが、このところに法人維持助成金収入3200万円というのがありますよね。これというのは、指定管理料と補助金のそれぞれの区分を明確にしていくものだと、もしこれが普通の民間であるとかNPO法人であったら、もともとこういう補助の3200万というのはつかないわけですよ。ですから、これからいろいろと指導をして改善をしていくというところにこういう難しさもあるのかなと思います、これはまたほかの問題になってくるんですけれども。

そうしますと、では、今現在、効果的であるのか、民間もやっていくのかということところに、次の今後の方針と一緒にダブってくるんですが、富士市として指定管理者制度の考えとか方針というのを、もう少し明確なガイドラインをしっかりと作成した方がいいと思えますけれども。これはいろいろ条例にあります、それは、これを指定管理者制度導入ということが国で出たときに、各自治体でそれに沿ってつくったものだと思うんですが、例えば今までいろんな議員の人が懸念されていた指定管理者制度をやって安全性はどうなのか。もし何かがあったときに責任の所在は市にあるのか、その指定管理者にあるのか。もし事業をやって変更があったときに説明責任はどうなのか。そして、人材育成ということはしっかりとやるのか。評価ということはどうなのか。メリットは、デメリットはということをすごく明確にこのガイドラインというのを作成した方がいいと思えますが、それはいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金指健司 君） 基本的に指定管理者制度を導入するに当たりまして、17年の3月ですかね、指定管理者制度の指定手続に関する条例ということで条例を制定しております。また、先ほど市長からも答弁いただきましたが、18年の5月には指定管理者制度導入に係る基本指針ということで指針を設けておりまして、その中で具体的に審査項目等を掲げまして、いわゆる事業者たる方から事業計画書とかそういうようなものを出していただいた中できちっと審査をしているということでございまして、先ほど議員からお話がありましたトーマツに監査をしていただきまして、その中で特に指摘をされたのがモニタリングということで、やはり常時、先ほど言われましたように何かあったときに、途中でその事業者がきちっとした運営管理をしているかというモニタリングが必要だよというようなことも指摘をされておりますので、先ほど市長からの答弁にもありましたけれども、具体的にモニタリングをどのような形でやっていくかというようなことで、モニタリングに関する指針を今後策定していくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） モニタリングに対しての指針をしっかりとつくっていくということで、その前の段階にそのガイドラインというのが必要ではないのかなというふうに思ったのですが、それが例えば横浜市で最近しっかりとできたばかりなんですけれども、

横浜市指定管理者制度運用ガイドライン、平成21年10月、このようなものができていました。これはもう横浜も平成22年度では500以上のものが2期の公募とか、まだ市では既に900を超える施設があるとか、そういうことでもっとしっかりと明確に市でしていこうということをつくられたそうなんです、ここには、なぜできたのかというと、民間事業者の能力や創意工夫を最大限に引き出し、行政と民間事業者が双方向のコミュニケーションを通じてそれぞれノウハウをとということをつくったそうです。

そして、今答えていただきましたモニタリング強化ということもそうなんです、実際にはその1つ1つの先ほどもいろんな公共施設には目的というか、違ふと。しっかりと入場料をもらって収入が入るものとか、もう少し福祉的なものとかと、いろいろありますよね。そういうことをしっかりと明確に、そのときにはどういうミッションを持って、どういう目的を持ってやるのか。それに対してどういう人材が必要で、どういう予算が必要で、責任はどうかということを書いているんですね。

そうすることによって、モニタリングをしようとしたときに、結局はその施設施設のミッションというか目的、市がその公の施設をどのような市の政策として市民のためによくしていくのかということを書かないとなかなかできていけないと思うんですが、例えば、これは富士市だけではなくて、いろいろな自治体もいろいろ考え、どうしようかとしっかりと今考え中であるとは思っております。そういうところの声というものがすごく集約されてわかっている。ここに野村総合研究所がパブリックサポートサービス研究会というところで指定管理者制度について自治体の声と民間の声とを調査したのがあります。

例えば自治体の人では、もしこれが民間のところに行ったときに本当に市民のニーズに合ったきめ細やかなサービスの提供ができるのか、ちょっと不安であると。例えばストとかになったときに、行政の責務として、それだったらちゃんと直営でやっていて、いつも安全・安心に必ず市が責任を持てる。こういうふうにやった方がいいのではないのかとか。では、もし民間に委託した場合は責任の所在がはっきりしない。そういうのも不安であるとか。これはいろいろな自治体の声があります。それとまた反対に、では、民間の指定管理者制度ということを考えている人の声というところに、外郭団体のものが多いとか。あとは市場ケースで公共民間事業との対話が重要で、もっといろいろと話をしてほしいとか。審査の透明性をもっと上げてほしいとか。事前の質問対応を重視してほしいとか。こういういろいろあるわけですね。

そうしますと、結局自治体で考えて、ちょっとここは不安じゃないのかなと思っているところと、民間が考えて、ここが不安とかちょっとわからないなというところがある。同じなようでちょっとずれているところもあつたりとかするわけですね。そうすると、どういうふうにやっていったらいいのかということにもなっていくと思うんですよ。そして、富士市の方でもいろいろと研究調査もやるし、ちゃんと前向きに考えているということとは十分にわかっているんですが、例えば平成19年に富士市の市民からそんな質問を市長のところに行き、手紙ということで行ったと思うんですが、そのときの答えとしたら、指定管理者の努力やノウハウで収益を上げるところもできるけれども、その結果として経費を削減できる施設と、積極的に事業を展開することが収益と結びつかないばかりか、むしろ経費や業務量をふやす施設もあると。今後は指定管理者制度の問題点にどのように対処していけばいいか、検討を行っていきたいというような段階ですよ、19年は。そして、今21年ですけども、今もまたそのプロセスということになっていくと思うんですよ。

ですので、では、例えばウェブサイトが市民が見て、ああ、富士市の指定管理者制度は

こうなんだということとか、議員が報告書を見てこうなんだということが本当にわかりづらいということになってくると思うんですよね。ですから、もっと本当に最初のところの段階に戻って、実際に市はやっぱり指定管理者制度に縛られないで、もともとの直営で行くんだという方向とか、いや、指定管理者制度は、これから民間の力、それプラス行政の力も協力してやっていくことがいいんだということを考えたときにどうするんだといったら、しっかりと最初から最後までというか、こういうものを持っていくとすごく安心感がある。これに沿って、例えば部署が違っていてもいろいろとそこで話し合いとかができたり、議員としても、この質問する内容というのがもう少し深く変わってくると思うんですよね。そういうことをしっかりとウェブサイトとかで出していくということは、市民というのも指定管理者が始まり、内容では今こういうプロセスでしっかりとなっているとか、すごくわかりやすいと思うんですが、その1つとして例えばサウンディングという方法がありますよね。

それは、倉敷の方で、正式な公募の前に事業所の基本方針を公表し、意見、提案、質問等を募集する。それには業務の内容を明確に書いてあって、設置目的とか指標とか管理の基準はこうだよとか、料金は、実施事業は、募集の方法は、市の業務は、事細かに書いてあるんです。そして、指定管理者に求めるものはこういうことだと。責任はどうだと、すごく細かに書いてあるんですね。それに結局、例えばここで法的なリスク、政治的リスク、物価変動、責任とか不可抗力、自主事業、管理計画、管理、こういうリスク、これは問題は市なんだ、指定管理者だということをしかりと明確に書いてある。

その後すべての項目に関して実施方針に対する意見質問書というものを民間の方たちにお配りして、いろいろな質問内容を書いてもらう。それにしっかりと質問に答える。それで検討して、料金を例えば選定を1000円にしたけれども、いろいろな意見で来ると1000円ではなくて、それは本当に運営上大変なことであると。そうしたら1000円ではとても無理で、例えば1200円といったら、またそれをして、やっぱり富士市では1000円ということをしかり調査してやったけれども、いろいろと民間の声、こういう事業者の声を聞いてみると、1200円じゃないと難しそうだから1200円にするとか、これで変更とかいろいろしていくわけですよ。

そして、最終的に公募してやっていくということになって、これが一定の結果が出ているということもお聞きしたんですが、このサウンディングということをして、先ほどもいろいろ先に聞いてということも言っていましたけれども、これをまた強化をせずやっていくという考えはあるのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金指健司 君） 現在、指定管理者の募集と申しますか、公募して基本的にはやるわけですがけれども、その場合に、その施設のいわゆる仕様書ということで、その施設がどのような目的でどのような管理運営をしていただきたい。また、リスク分担にはどのような形でやっていきますよというようなことで、仕様書をまずつくります。

それに応じて、指定を受けようとする事業者からいわゆる事業計画書ということで提出をしていただきまして、選定の基準というのがあるわけですがけれども、その中に経営計画とか、施設管理運営、それから実施体制、指定管理料と利用料金についての考え方というようなことで、さらにその項目を細かく分けますと、いわゆるこの事業に対するどのような考え方で参加をしようとしているというような内容とか、それから、これから取り扱う事業について十分その内容を承知しているかどうかというような項目。また、当然、

この事業を進める上でどのような収支を考えているか。

また、利用者についての向上策はどういうふうにしていくかということで、もろもろの事業者としての仕様書に対する考え方を出示していただいて、それを審査させていただいた中で、最終的にはこの事業者が適当ではないかということで、指定管理者として指定するには議会に提出させていただきまして議決をいただいた中で、その事業者と市が協定を結んで実施をしているということでございます。現在のやり方の中で、これまで更新を迎えた、先ほど申し上げました施設利用振興公社と文化振興財団の2つの団体についての評価をさせていただいたところが、従前よりもサービス等を含めていろんな面で向上しているよというような評価をいただいたものですから、また改めて更新をさせていただいたという経過があります。

先ほど来、議員からガイドラインをつくったらどうかというようなお話がございしますが、私どもの方で、先ほど申し上げましたように条例を制定して基本指針を設けて、その中で取り組んでいる今のやり方が果たして-議員ご提案のガイドラインというのがどのようなものか、私の方でもちょっと承知しておりませんので、その辺また研究をさせていただいて、よりよい形で進める、そういう方法がもしあるならば、またそれも取り入れさせていただいて、最善の方法で指定管理者制度の実施をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） いろいろとしっかりとやっていくということですので、ぜひお願いしたいと思います。ですので、これはインターネットを見れば横浜市の運用ガイドラインというのが出てきます。これはすごくわかりやすかったですね。富士市のものを見ても、指針、条例というのがありますけれども、これを見たときに、すごく指定管理者というのわかりやすい。ということなので、ぜひこれをまた参考に見ていただければと思います。

それと、あと最後に1つ公募の工夫というところで、ウェブサイトとかにもいろいろと載せていますと言いますが、結局、応募してくる数というのは余り多くはありませんよね。そして、そのところで幾つか自治体に聞いたんですが、どこも結構それは大変なことらしいんですよ。なかなか、10も20も応募してこないというところで、例えばウェブサイトでもやるけれども、1つには1つ1つの施設に合った専門誌、そういうところに呼びかけたり、あと市内の民間事業のところにもこんなことを今募集していますというのを配ったりとか、そんなこともしているということもありますので、幾つか、1つ2つの中から選ぶというよりも、もう少し複数あって、いろいろと検討できればいいんじゃないのかなというので、またそちらも考えていただきたいと思います。

そして、次にフードバンクの方に移らせていただきます。フードバンクの方なんですけど、富士市ではいろいろと個人に合った対応をしているということですが、例えば保護申請をしている-申請中何日間、例えば1週間とかもう少し少ないのかな-というときには、申請でしっかりと決定が出るまでは申請中ということで、その人たちは困ったままの状態でありますよね。食べるのも困るとか。そういうようなときにはどんな対応をされているのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（井出哲夫 君） 生活保護を申請されて決定になるまで、大体2週間前後か

かっております。そのような中で、その間がどうしても生活費がないという方については、緊急援護費を立てかえるという形で、あと生活保護費が入った時点で清算するというような形で今とっております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） そうしたら、そういう人たちは申請中でも困っていないということでしょうか。例えば沖縄県的那覇市、沖縄市とかというところで、福祉部関係になるんですが、そこでフードバンクの利用をしているんですよ。そのところではどうということかという、例えば、今、保護申請中の1週間、食べ物がなくて困ったというときに、こういうフードバンクを利用して助かっているとかあるんですけども、富士市はそういうふうにはせずとも大丈夫だということですか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（井出哲夫 君） 緊急に食品を与えるというのが、先ほどの市長の方の答弁にもございましたとおり、うちの方でストックしてありますアルファ米もしくは乾パン等を、もし必要ならば差し上げているというようなこともやっております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） わかりました。そして、では、そういうふうに申請とか困っている人ではなく、2番目に移るんですけども、いろいろな個々の事情で困っているという人の把握ですよ。これは個々はいろいろと難しいということもありますが、例えば実際に何件か結局困ったということはいろいろとお聞きして、今回のこのフードバンクというようなことにもつながってくるんですが、結局は外から見て普通の一家としたら収入はあるけれども、いろいろと家にお金が入らずに、本当は家族で食べるのが困っていて、それを聞いたお友達の人たちですよ。自分たちも余分に夕飯つくって配るとか。そして、そういう悲惨な状態のところにおいて、一生懸命夕飯を配っている友達も精神的に参ってしまうとか。例えばそういう例が1つの例であったり、また家庭内暴力とかいろいろあるわけですけども、そういうところで家庭がなかなか運用ができない。そういうところで困っているとかというのを聞くんですよ。

そうすると、今こちらでいろいろと個々にすべて知るの難しいけれども、民生委員の人とかいろいろなそういう人たちが把握しているからというふうになるんですが、こういうところすべてを把握するということは本当にすごく難しいと思うんですが、その工夫というのはまたほかにどのようなことがあるんでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（井出哲夫 君） その他把握につきましては、例えば子どもが保育園、幼稚園等に行っていた場合でネグレクト的なことがあれば、その辺で把握することもできますし、小学校、中学校につきましても同様な形で、児童虐待等々も含めた形で、その中からやっぱり生活が苦しいとか、その辺は把握することは十分できると思います。

また、保育園、幼稚園、それから小学校、中学校についてもその辺は把握していると思います。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） そういうことで、今いろんなネットワークで把握ができる

のではないのかというところなんです、それでは、そういう困っている人たちすべてに最低必要なものが配れるのかということ、そうではないという現実があるわけですね。そういうところで、今回このフードバンクという考え方ですね。そういうことが仕組みとして入ったらどうなのかということにつながってくるんですけども、例えば埼玉県は、これは社協になるんですが、ここは2008年度がプレプロジェクトで、2009年5月から完全にそのプロジェクトがスタートし始めたんですね。それはどういうふうに始めるのかというと、結局そういう母子家庭であるとか、いろんな福祉関係のそういうところでそれぞれの家庭とかそれぞれの施設でとか困っている状況があるというところになってくるわけです。そういうところが総括しているというのが、例えば社協であるとか、市でいったら福祉部であるとかというふうになってくると思うんですね。

そこで、なぜ埼玉の社協はこういうものをプロジェクトとして立ち上げてきたのかというと、既存のシステムを利用する。この既存のシステムというのは、では実際に食べ物に困ったよという人が、例えば1日に50件も何十件もあってもそんなふうになってきますよね。ですから、そこで福祉なら福祉ならではこのサービスのネットワークとかシステムがあったときに、1つの拠点、例えば近くに6施設でもあって、その6の1つを拠点にして、週に1回とか月に1回とか食べ物を配給すると。そして、情報管理もできるし、ということになります。

そのときに、実際にこれはいつも必要で欲しいという、食べ物がある、ないということは、はっきり言ってないこともあるそうです。それは本当に現実そうなんです、では、それに、そんなことを言っても交通手段の、だれが配送するんだという話になってきますよね。そういうところで、例えばこういうことに賛同して貢献しようという福祉の施設であるとか、ほかの民間の企業というのは、こういう運送会社もあるそうです。そういうことで、自分たちの地域への社会貢献としてお役に立てるならということで配送もしてくれると。こういうネットワークを今1つつくり、これをまた2つ、3つと拠点を広げてやっていこうというふうになっているそうです。例えば母子家庭、養護施設、高齢者、障害者、こういうところで回っているというようなことです。ですので、富士市もそういう1つの考えとしてできるのではないのかというふうに思うわけです。

あと、これはいろいろフードバンクといったことで、情報とかも見ていただいたと思うんですが、この考えを取り入れればいいと思うんですよ。これは実際に自分も体験しているものなんです。アメリカと言いましたよね。たまたま私は家族支援とか、そういうものの方のをいろいろとやってきたわけですが、日本で言ったら、イメージとして、今言う小学校のソーシャルワーカー的ですかね。そこで、子どもとか家族とか先生たちのいろんな問題をこうやって総括してコーディネートする人がいますよね。そのところで、必ず衣食住、人間関係、こういうものをすべてトータルしていろいろな問題、ひずみということがある。その中に必ず食べ物というのがあったんですよ。ですので、その食べ物が保管されているところに家族の人数分を持ってきて配って、それも家族サービスの1つとしてなっていたということがあって、ああ、本当にこういうことが必要だなということが、実際に現場を見て身にしみているわけなんですよ。

それと、あとまた自分自身のものとしてなぜアイデアかと思ったら、私がいた学校では、たまたまフードバンクというのを学校内でやっていました。それは本当に例えばきつきの状況で生活をしているときに、例えば急にけがをしたとか病気したとかいうときに、そのけがの治療代にお金をやったときに、本当に食べ物を買うお金がなくなるというか、

本当にきつきつでそういうような状況になるわけですよ。どこかを減らさなければならぬというときに、フードバンクというようなサービスがあったときに、本当に助かったわけなんですよ。

ですので、大ごとにしなくとも、こういうシステムというのは本当に助かると。一番初めのときに市長が、いろんな雇用状況とか、そういうこともあって、富士市でもなかなか生活が苦しいというようなこともふえてくることも予想されると、本当にそうだと思うんですよ。ですので、そういうときに、緊急時に困った、だから食料をたくさん蓄えて配ろうというよりも、こういうものをつくっておくということが必要だと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（井出哲夫 君） まず最初にセーフティーネットの一番最初の入り口として、現在の制度上でいう民生・児童委員の方々がおりますので、まずその辺の生活の面、それから食料品の供給的な面にやっぱりまず相談に行っていたきたいなどは考えております。

そういった中で、先ほど議員から埼玉県の例をご提案いただきました。その辺につきましては、1つのセーフティーネットとしてうちの方も調査研究していきたいと考えております。

それと、あとフードバンクの関係でございますが、先ほど市長の方からも答弁いたしましたとおり、今、農水省の方で食品のロスの削減による食品循環資源の再利用と実施率の向上という政策目標をして、今年度調査しております。その結果が出る中で、こういった形がいいものかということで、市としても調査研究してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 調査研究の方をするということで、ぜひお願いいたします。

最後に一言だけ言って終わりにしますけれども、多分フードバンク、そしてこの資料を見て、これはなかなか大変な仕組みかも、大ごとになるかも、人力もいろいろ必要かもというふうに考えられてはというふうに思いますので、また実際に見てきたこともありますので、1つだけ案を言って終わりにします。

例えばこういうものは、富士市でいったら食料を保管するとか、提供する場所をつくらなければいけないとか、そういうところからやらなくてもいいと思うんですよ。今ここで、募集で、例えばこういう緊急時とか何かがあったときに食べ物提供が可能か、そういうことに実際に参加してもいいよというようにリストをつくっておくだけでもいいと思います。それが企業でもあるし、個人でもあるし。それで、実際に個人の何人かに聞いたんです。そうしたら、例えば自分たちもいつも緊急時のときに、地震とか火事とかあったときに困らないようにいつもストックしているものがあると。そうすると、やっぱりだんだん賞味期限となって、例えば半年ぐらい前から毎日のように食べてすごく大変とか。そうしたら、例えばもう半年前ですよ。そういうときに、もし富士市で今こういうのが必要で、だれか寄附とかありますかと言ったら、もう電話一本とかあったときに、それはやりますと、そんなこともあるんですよ。

だから、ストックするというよりも、そういう人材、そういう人たちがいるのか、そういうことをただリストとして持っているだけでもかなりいいのではないのかなと。そういうところが、フードバンクサービスの考えを取り入れるというところでおきたいと

思います。

以上で終わりにいたします。